

年金だより

1 平成21年度の国民年金保険料について

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から29年度までの間、年度ごとに引き上げられていきます。これにより、平成21年度の保険料については、250円引き上げられ、14,660円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられない場合もありますので、必ず納期限内に納めましょう。

2 平成21年度の年金額について

国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わるのを防ぐため、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「物価スライド」の仕組みがとられています。これは、前年平均の全国消費者物価指数の変動率を基にして年金額が改定されるものです。

物価変動率が名目手取り賃金変動率（平成17年度から19年度の実質賃金変動率などを基に算出）を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がプラスとなる場合には、名目手取り賃金変動率で改定することになります。平成20年の対前年比物価変動率は1.4%、また、対前年比名目手取り賃金変動率は0.9%となりました。

ただし、これにより改定された本来の年金額よりも、現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、平成21年度の年金額は20年度と同額になります。

▶平成21年度年金額◀

- 老齢基礎年金(年額)792,100円
- 障害基礎年金(年額)【一級】990,100円【二級】792,100円
- 遺族基礎年金(年額)792,100円
- 遺族基礎年金の子の加算額(年額)【第一子及び第二子】227,900円【第三子以降】75,900円

問合せ1 2ともに青梅社会保険事務所 ☎0428・303413

3 学生納付特例、若年者納付猶予制度をご利用ください

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。学生の方で、本人の前年の収入が一定額以下の場合に、「学生納付特例」の申請をすることで保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

■市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

①下表の予約申込み先（旅行業者など）へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者または市役所総合窓口課（市役所1階）にお問い合わせください。

②利用申請書を記入・押印のうえ、総合窓口課に提出して利用券を受け取ってください。

助成金（下表を参照）

※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

助成対象者

申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方または外国人登録原票に登録されている方（ただし、在留資格を有するもの）※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

利用券の交付枚数

利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度（4月から翌年3月末まで）1枚までです。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。※利用申請の際、本人確認書類（運転免許証、保険証等）を持参してください。

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
旅館・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	【市内の指定旅行業者】 ■(株)福泉舎エフ・ツアーサポート ☎552・2011 ■(有)ダイナ旅行 ☎553・3310 ■立川トラベルセンター ☎553・2202 ■(株)P.T.S.トラベルナビ ☎539・1911
	大人2,000円 小人2,000円	
民宿	大人3,000円 小人2,000円	東京都市町村共済組合保養所（シーサイドいづたが）の宿泊予約は施設へお申し込みください。☎0120-731-241(フリーダイヤル)
保養所	大人3,000円 小人2,000円	かんぼの宿の宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。問合せ 日本郵政(株) ☎0120-715-294(フリーダイヤル)
かんぼの宿	大人3,000円 小人2,000円	宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。
河津温泉旅館組合指定施設 津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	

市税等の納付は口座振替をご利用ください！

今、申し込むと平成21年度の各税の納税からご利用が可能です！

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は納期限を過ぎると延滞金（年14.6%）が課されます。

市では、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付に口座振替をお勧めしています。

指定の預金口座から各納期限毎に自動的に振り替えます。納めに行く手間が省け、納め忘れによる延滞金の心配もなく便利です。ぜひ、ご利用ください。

申込み方法は簡単！市役所、取扱金融機関

4月1日から「定額給付金」、「子育て応援特別手当」の申請受付が始まっています

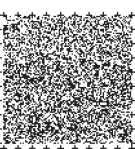
申請は「郵送」で、給付金・手当の受け取りは安心して確実な「口座への振込」をお願いします。

申請・問合せの受付時間

【月～土曜日(水曜日を除く)】午前8時30分～午後5時15分(土曜日は正午～午後1時を除く)【水曜日】午前8時30分～午後8時
※日曜・祝日は受付ができません。

問合せ 定額給付金・子育て応援特別手当専用電話 ☎551・3339

各担当課 地域振興課(定額給付金) ☎551・1699、子育て支援課(子育て支援係(子育て応援特別手当)) ☎551・1737



窓口でお申し込みください（預金通帳の登録印鑑が必要です）。また、収納課にご連絡いただければ口座振替依頼書を郵送します。

取扱い金融機関等

埼玉りそな銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、山梨中央銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

平成20年10月から、国民健康保険加入者で65歳以上の世帯主の方については、支給される年金から納めていただく特別徴収（年金からの徴収）が開始されています。

※仮徴収金額については、平成20年度国民健康保険税納税通知書の「国民健康保険税課税内容（1）翌年度仮徴収額をご確認ください。新たに4月から特別徴収になる方については、3月末に通知を発送しています。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

【特別徴収の実施時期について】

特別徴収（年金からの徴収）					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
（仮徴収）			（本徴収）		
すでに特別徴収になっている方:2月に徴収された金額と同額			確定した国民健康保険税から仮徴収済額(4月・6月・8月に徴収した額)を差し引いた残額の3分の1の額		
4月から特別徴収になる方:前年度国民健康保険税を基に仮算定した年税額の6分の1の額					

また、平成20年10月1日までに65歳になった世帯主の方についても、4月から特別徴収が開始されます（特別徴収となる条件を満たした方のみ）。